

岐阜県公報

第 四 十 四 号
令 和 元 年 十 月 四 日
(金 曜 日)

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 委 員 会) 二六七^ハ

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(運 転 免 許 課) 二七一

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 二七七

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 二七七

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 二七八

道路の供用開始

(同) 二七八

各務原都市計画公園事業の認可

(都 市 公 園 課) 二七八

保安林の指定

(揖 斐 農 林 事 務 所) 二七八

公 示

落札者等に関する公示

(会 計 課) 二七九

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月四日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「起算して一箇月以内」を、「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)」に改める。

別記第一号様式の二裏面を次のように改める。

(裏面)

⑰退職事由			
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。】			
任命権者 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由	※ 任命権者 記載欄
<input type="checkbox"/>		1 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの	
		2 定年、任用期間満了等によるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職 (定年 歳)	
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職	
		3 任命権者からの働きかけによるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職 (同法第 16 条第 1 号に該当する 場合に限る。)又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職 (同法第 16 条第 1 号に該当す る場合を除く。)又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>		(5) 退職勧奨	
		4 職場における事情に起因する退職	
<input type="checkbox"/>		(1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため	
<input type="checkbox"/>		(2) 公務上の傷病による退職	
		5 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭に事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等)があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため	
		(新住所:)	
	<input type="checkbox"/>	(6) その他)	
		(具体的に)	
<input type="checkbox"/>		6 その他 (1-5のいずれにも該当しない場合)	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 50px;"> 具体的事情記載欄 (任命権者用) </div>	

1 記載上の注意

⑰欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

⑱欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となつた場合には、この票を任命権者に提出すること。

3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間(これを支給期間という。)であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、岐阜県職員退職手当条例施行規則第10条第2項に定める所定の期限までに任命権者に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間(最大限4年)となること。

第二条 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を次のように改正する。

第八条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別記第一号様式の二裏面を次のように改める。

(裏面)

⑰退職事由			
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。】			
任命権者 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由	※ 任命権者 記載欄
<input type="checkbox"/>		1 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの	
		2 定年、任用期間満了等によるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職（定年 歳）	
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職	
		3 任命権者からの働きかけによるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>		(4) 退職勧奨	
		4 職場における事情に起因する退職	
<input type="checkbox"/>		(1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため	
<input type="checkbox"/>		(2) 公務上の傷病による退職	
		5 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭に事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があつたため	
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため （新住所： ）	
	<input type="checkbox"/>	(6) その他 （具体的に ）	
<input type="checkbox"/>		6 その他（1－5のいずれにも該当しない場合）	
		具体的事情記載欄（任命権者用）	

1 記載上の注意

⑰欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

⑱欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となつた場合には、この票を任命権者に提出すること。

3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、岐阜県職員退職手当条例施行規則第10条第2項に定める所定の期限までに任命権者に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日（附則第三項において「公布日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日前に退職した者が第二条の規定による改正前の岐阜県職員退職手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）第八条の二第三号に掲げる者に該当する場合には、第二条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例施行規則（以下「新規則」という。）第八条の二に規定する岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。
3 新規則第十条第二項の規定は、同規則第五条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月四日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第六号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「はり」を「貼り」に改め、同条第二項中「前項」の下に「規定による」を加える。

別記第一号様式中「母欄時 在野氏改 母欄時 母」を「母欄時 母」に改める。

住所 氏名 印 改め、同様式備考中「日本工業規格B列5番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

別記第一号様式の二備考第一号中「日本工業規格B列5番」を「日本産業規格A列4番」に改める。
別記第一号様式の三備考第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記第一号様式の七号

「
月 日 時分から
月 日 時分まで
」

「
月 日 時 分 から
月 日 時 分 まで
」

改め、同様式備考中「日本工業規格B列5番」を「日本産業規格A列4番」に改める。
別記第二号様式及び別記第三号様式の二中「日本工業規格B列5番」を「日本産業規格A列4番」に改める。
別記第三号様式の三表中「汚損あるいは」を「汚損し、又は」に改め、同様式備考中

「日本工業規格 B 列 5 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に変更。
食品衛生法施行令中「日本工業規格 B 列 5 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に変更。

「明

別記第五号様式及び別記第五号様式の二中 大 変更。

平」

別記第五号様式の六欄等中「日本工業規格 B 列 5 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に変更。
別記第五号様式の七及び別記第五号様式の八を次のように変更。

第5号様式の7（第12条の2、第12条の5関係）

能力認定申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

申請者 住所氏名

印

道路交通法施行規則第9条の9〔第1項第2号
第2項第2号〕の規定により〔安全運転管理者
副安全運転管理者〕
としての能力の認定を受けたいので経歴書を添えて申請します。

記

認定を受けようとする者	住所	
	氏名 生年月日	

第 号

認定証

あなたを〔安全運転管理者〕
〔副安全運転管理者〕としての能力を有する者として認定します。

年 月 日

岐阜県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式の8 (第12条の2、第12条の5関係)

第 号

教 習 修 了 証 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは、 年 月 日安全運転管理者として必要な所定の
教習を修了したことを証明します。

年 月 日

岐阜県公安委員会



別記第六号様式備考第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更。
別記第七号様式中「平成」を「昭・平」を「昭 平」及び「(850・860・870)付与・変更・
解除(120)」に変更。
別記第十一号様式①及び別記第十一号様式②中「日本工業規格」を「日本産業規
格」に変更。
別記第十二号様式を次のように改める。

第12号様式(第24条関係)

運 転 免 許 証 返 納 届

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

届出者 氏名 ㊟

免 許 証 氏 名	
返 納 す る 理 由	死亡 ・ 失効 ・ 再交付後発見 ・ その他
現に受けている免許	別添コピーのとおり
備 考	

別記第十四号様式備考第一号中「~~指定~~」を「~~指定~~」に改め、同様式備考第二号中「~~指定~~」を「~~指定~~」に改め、同様式備考第五号中「~~指定~~」を「~~指定~~」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町大光寺字水上二一五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷一五八二の一、一五八二の二、一五八二の六、一五八二の八、一五八二の九、一五八二の一〇、一五八二の一〇、一五八二の一九、一五八二の二〇
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南矢中谷一五八二の一、一五八二の二、一五八二の六、一五八二の八、一五八二の九、一五八二の二〇（次の図に示す部に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	上高山線	高山市丹生川町方字平田三〇番一地从先から野中市同 町同上字中一七〇番一地从先まで	前 後	四・四 七・一	二六九	

岐阜県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）

県道	明金山線	下呂市金山町野原字小松平六番五三地从先から同 市同 町同 字同 六番二〇地从先まで	九・二	令和 元・〇・四	平成 三〇・二・六
----	------	---	-----	-------------	--------------

岐阜県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画公園 六・四・一号 各務原スポーツ広場公園
- 三 事業施行期間
令和元年十月四日から
令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 各務原市各務山の前町二丁目九八 一及び九九 一
使用の部分 なし

岐阜県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和元年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 保安林の所在場所 揖斐郡揖斐川町東津汲字下山一六八五</p> <p>二 指定の目的 落石の危険の防止</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。</p> <p>2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>代表取締役 西村 亨</p> <p>6 落札金額 1円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係</p> <p>(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号</p>
<p>公 示</p>	
<p>落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。</p> <p>令和元年十月四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 謙</p> <p>1 調達物品等の名称及び数量 運転免許証作成システム機器の賃貸借及び維持管理業務一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和元年6月6日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和元年8月9日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 東京都品川区西五反田三丁目6番30号 富士フイルムイメージングシステム株式会社</p>	

令和元年十月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社